

議案第48号

南房総市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

南房総市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
南房総市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成21年南房総市条例第
19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「利用時間は、午前8時30分から
午後5時15分まで」を「開館時間は、午前9時から午後5時まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号 南房総市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第4条 拠点施設の<u>開館時間</u>は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条 拠点施設の<u>利用時間</u>は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p>

附 則 (抄)

この条例は、公布の日から施行する。